

盛岡市職員給与支給条例等の一部改正について

平成 21 年 5 月 29 日

総 務 部

1 提案理由

国・県の例に準じ、平成21年6月に支給する一般職の職員の期末手当及び勤勉手当並びに常勤の特別職の職員、市議会議員及び特定任期付職員の期末手当の支給割合を暫定的に改定しようとするものである。

2 改正の内容

(1) 盛岡市職員給与支給条例（昭和 24 年条例第 2 号）の一部改正

一般職の職員の平成 21 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給割合を次の月数分とする。

ア 再任用職員以外の職員

期末手当 1.25 月（現行 1.40 月） 勤勉手当 0.70 月（現行 0.75 月）

イ 再任用職員

期末手当 0.70 月（現行 0.75 月） 勤勉手当 0.30 月（現行 0.35 月）

(2) 盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 2 号）の一部改正

常勤の特別職の職員の平成 21 年 6 月に支給する期末手当の支給割合を 1.45 月（現行 1.60 月）分とする。

(3) 盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 31 年条例第 22 号）の一部改正

市議会議員の平成 21 年 6 月に支給する期末手当の支給割合を 1.45 月（現行 1.60 月）分とする。

(4) 盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 19 年条例第 63 号）の一部改正

特定任期付職員の平成 21 年 6 月に支給する期末手当の支給割合を 1.45 月（現行 1.60 月）分とする。

3 施行期日

公布の日